

一般職非常勤職員（施設管理員等）の報酬の見直しについて（提案）

1. 提案理由

国家公務員の取扱いを踏まえ、令和7年4月1日より、本府の技能労務職給料表1級の最低水準を引き上げることから、同給料表の給料月額を根拠として設定している一般職非常勤職員（施設管理員、調理員、電話交換手及び調理師）の報酬について、他の一般職非常勤職員との均衡等を考慮の上、見直しを行う。

2. 提案内容

(1) 施設管理員及び調理員

報酬単価、適用給料表及び初任給基準について、以下のとおり変更する。

【現行】

【単位：円】

【単位：円】

区 分	報酬単価					適用 給料表	初任給基準 〔上限〕
	経験年数						
	1 年未満	1～2 年	2～3 年	3～4 年	4～5 年		
事務・技術 補助員	1, 311	1, 319	1, 327	1, 335	1, 343	行政職	1 級 9 号給
	5～6 年	6～7 年	7～8 年	8 年以上	—		
	1, 351	1, 359	1, 367	1, 374	—		
<u>施設管理員、 調理員</u>	<u>1 年未満</u>	<u>1～2 年</u>	<u>2～3 年</u>	<u>3～4 年</u>	<u>4～5 年</u>	<u>技能 労務職</u>	<u>1 級 13 号給</u>
	<u>1, 237</u>	<u>1, 247</u>	<u>1, 257</u>	<u>1, 267</u>	<u>1, 278</u>		
	<u>5～6 年</u>	<u>6～7 年</u>	<u>7～8 年</u>	<u>8 年以上</u>	—		
	1, 288	1, 298	1, 308	1, 319	—		

【変更後】

【単位：円】

【単位：円】

区 分	報酬単価					適用 給料表	初任給基準 〔上限〕
	経験年数						
	1 年未満	1～2 年	2～3 年	3～4 年	4～5 年		
非常勤 作業員 ※	<u>1,311</u>	<u>1,319</u>	<u>1,327</u>	<u>1,335</u>	<u>1,343</u>	行政職	1 級 9 号給
	5～6 年	6～7 年	7～8 年	8 年以上	—		
	1,351	1,359	1,367	1,374	—		

※ 事務・技術補助員、施設管理員及び調理員に適用

(2) 電話交換手及び調理師

報酬単価及び初任給基準について、以下のとおり変更する。

【現行】

【単位：円】

区 分	報酬単価	適用給料表	初任給基準
電話交換手、調理師	<u>1,382 円</u>	技能労務職	1 級 <u>21 号給</u>



【変更後】

【単位：円】

区 分	報酬単価	適用給料表	初任給基準
電話交換手、調理師	<u>1,507 円</u>	技能労務職	1 級 <u>13 号給</u>

3. 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

4. 協議期限

令和 7 年 1 月 29 日